

# 鳥取縣公報

昭和十九年一月十四日  
第千四百九十三號

本報ノ大きさハ國定規格A5列

## 目次

- 告示  
●農會技術員養成所規程中改正……………一頁
- 雜用セメント買賣價格認可……………二頁
- 建築線廢止……………三頁
- 被保險者證無効……………四頁
- 甘藷ノ買付並ニ搬出ノ制限一部解除……………五頁
- 災害復舊耕地事業補助規程……………六頁
- 彙報
- 行旅人死亡……………一〇頁

## 告示

### ◆鳥取縣告示第十一號

昭和十三年六月十日鳥取縣告示第三百四十號鳥取縣立農會  
技術員養成所規程中左ノ通改正ス

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第二號ニ依ル農事試驗場、修練農場等ニ於テ一年  
以上ノ訓練ヲ受ケザルモ農業ノ經驗ヲ有スル者ハ知事  
ノ銓衡ヲ經テ入所セシムルコトアルベシ  
但シ右ニ該當スル者ノ數ハ第二號ノ員數ノ二分ノ一以  
内トス

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル  
日ハ翌日) 昭和十九年一月十四日  
第千四百九十三號

昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十三年度農事試験場甲種練習生トシテ入場ヲ許可セ  
ラレタル者ハ本規程ニ依ル入所試験ニ合格シ入所ヲ許可  
セラレタルモノト看做ス

◆鳥取縣告示第十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認  
可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ  
有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以  
テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一、組合員ノ名稱及地區  
イ 名稱 鳥取縣セメント小賣商業組合  
ロ 地區 鳥取縣一圓
- 二、構成員タル資格

地區内ニ於テセメントノ販賣ヲ業トスル者  
三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及  
其ノ實施ノ日  
イ 額 (山口縣産)

名稱	内 容	單 位	最高販賣價格
雜セメント	セメントダストヲ主成分トセルモノ	一袋 (三十斤)	一、三〇
雜セメント	セメントダストヲ主成分トセルモノ	一袋 (二十五斤)	一、一一

ハ 本表價格ハ販賣業者庭先渡又ハ倉庫渡價格トス  
ロ 實施ノ日

昭和十九年一月十四日

四、認可ニ附シタル條件

- イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- ロ 認可價格及實施ノ日ヲ鳥取縣セメント小賣商業組合及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第十三號

市街地建築物法施行細則第六條ニ依リ昭和十五年八月十三日付鳥取縣告示第六百三十三號指定建築線左ノ通廢止ス

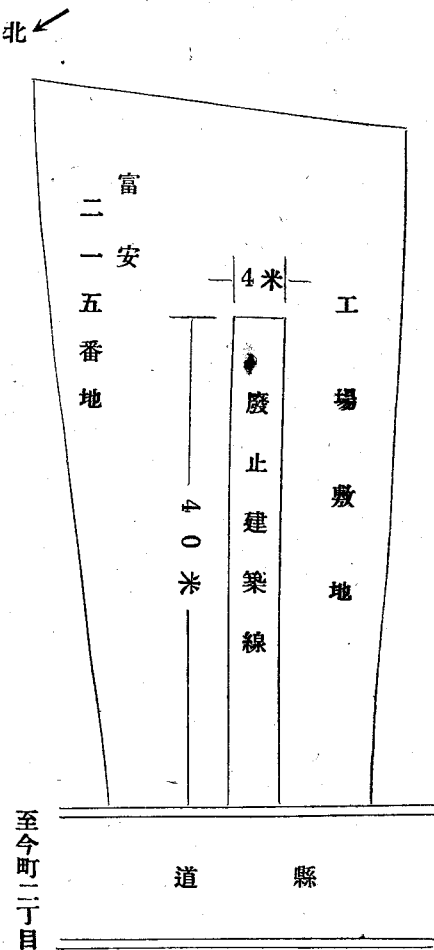
昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一、建築線廢止ノ場所 鳥取市富安二一五番地
- 一、廢止建築線ノ延長距離 四〇メートル
- 一、廢止建築線間ノ距離 四メートル
- 一、左記圖面ノ通り

建築線廢止圖 縮尺 六百分ノ一

至美保橋



至今町二丁目

鳥取縣告示第十四號

健康保險法第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號 番號	被保險者 氏名	工場、事業場又ハ事務 所所在地名稱	無効 ナリタル 年月日
八ちよ	東 虎市	八頭郡智頭町 智頭木材統制株式會社 八頭郡智頭町 智頭木材統制株式會社 八頭郡智頭町 智頭木材統制株式會社	二、一八、一 二、一八、一 二、一八、一
氣いし	一六八 吉田よね子	氣高郡寶木村 因州製紙株式會社	一八、一 二、三〇、四
八をこ	四 岡垣 隆義	八頭郡上私郡村 岡林鑛業部大日鑛業	一八、一 一、〇
岩	三三二八 毛利 龍一	岩美郡小田村 日本鑛業株式會社 美鑛山	同
鳥につ	三三二五 橋本 末子	鳥取市東品治町 日本通運株式會社 取支店	同

鳥とさ	二二九九 山元 龜藏	鳥取市東品治町 鳥取林材株式會社	同
鳥しは	三四 寺野幸三郎	鳥取市東品治町 鳥取縣酒類販賣株式會社	同
鳥とち	一三 山尾 正美	鳥取市東品治町 鳥取縣酒類販賣株式會社	同
鳥につ	二四五 森田 彖治	鳥取市東品治町 日本通運株式會社 取支店	同
東やま	一一 會根 音松	東伯郡吉岡町 山崎農蠶具製作所	二、一八、一 二、四
米につ	一〇六 岸本鐵太郎	米子市明治町 日本通運株式會社 子支店	同
米にい	四四 杉山 勇	米子市日野町 日本生命保險株式會社 社米子出張所	二、一八、一 二、三
鳥につ	二二九 林 要人	鳥取市東品治町 日本通運株式會社 取支店	一八、一 一、〇
"	一七二 兒玉 正雄	同	同
"	二三五 橋本 清藏	同	同
"	二二九 大田垣 秀	同	同

"	八一 杉谷 留造	同	同
"	八三 安田 定治	同	同
鳥たよ	一一 五利江甚一	鳥取市寺町 大洋木工工業小組	一八、一 一、二五
"	二 竹田 清	同	同
"	四 森 正雄	同	同
鳥いた	二 關貫徳太郎	鳥取市二階町 板谷生命保險株式會社 鳥取營業所	一八、一 一、〇
東とむ	二 淡路 常野	東伯郡吉岡町 東伯第五菓子工業組	一八、一 一、五
米のむ	六一 松本 忠雄	米子市愛宕町 野村組	一八、一 一、一
八やか	二 木曾彌一郎	八頭郡八上村 八頭郡八上村 製瓦商會	一八、一 一、三〇
東とと	六二 久下 常一	東伯郡倉吉町 東伯林材株式會社 倉吉第三出張所	一八、一 一、五
岩ふる	八 大塚 登	岩美郡津ノ井村 古田鐵工所	一八、一 一、〇

氣とむ	六 藤原 玉江	氣高郡青谷町 鳥取無盡株式會社 青谷出張所	同
氣あぬ	七三 若木志津江	氣高郡青谷町 青谷因幡紙工業組合	同
米に	二〇 延武 金馨	米子市錦町三丁目 日本通運株式會社 藤營業所	一、一、一 一、一五
米はい	三九 藤田 正壽	米子市道笑町 伯陽電鐵株式會社	二、一八、一 一、〇
氣とけ	一九 谷口 久雄	氣高郡正條村 鳥取林材株式會社 高第一工場	一八、一 一、二
西は	四五 高梨 正保	西伯郡外江村 早川建具店	一八、一 一、〇

鳥取縣告示第十五號

昭和十八年十一月鳥取縣告示第五百五十六號ニ依ル甘藷ノ買付妨ニ搬出ノ制限中第一號但書及第三號ヲ左ノ町村ニ對シ之ヲ解除ス  
昭和十九年一月十四日  
鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取市  
 岩美郡小田村 大岩村  
 八頭郡中私都村 安部村 用瀬町 若櫻町  
 氣高郡大郷村 小鷺河村 逢坂村 東郷村  
 東伯郡中北條村  
 西伯郡名和村 逢坂村

鳥取縣告示第十六號

災害復舊耕地事業補助規程左ノ通定ム

昭和十九年一月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

災害復舊耕地事業補助規程

第一條 風水害其他災害ニ因リ荒廢セル耕地及耕地ニ關スル公共施設(道路、水路、井堰、溜池等)ヲ復舊セントスル者ニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第七條 補助金ヲ請求セントスルトキハ年度終了後一ヶ月以内ニ事業成績書、收支決(精)算書ヲ添ヘ第四號様式ニ依リ請求書ヲ提出スベシ

補助金ハ年度割事業費ノ三分ノ一以上竣功シタルトキハ分割請求ヲナスコトヲ得

第八條 補助金ハ實地検査ノ上之ヲ査定交付ス

第九條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ事務所ヲ設ケ事業ノ狀況、費用ノ收支其他事業ニ關スル事項ヲ明カニスベキ書類、帳簿ヲ備付クベシ

第十條 補助金ノ交付ヲ受クルモノニ對シテハ當該官吏、吏員ヲシテ書類、會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取毀サシムルコトアルベシ、此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業者ニ於テ負擔スルモノトス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ

第二條 補助金ハ災害ノ都度告示ヲ以テ補助率ヲ定メ之ヲ交付ス、但シ事業ノ爲支出シタル費用ニシテ他ノ團體又ハ個人ヨリ補助金、獎勵金又ハ寄附金ヲ受ケタルモノ又ハ受クベキモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ出願スベシ

一、設 計 書

二、補助金交付ノ事業ニ付認可、議決又ハ同意ヲ要スルモノニアリテハ之ヲ證スル書面

三、法人ニ係ルモノハ當該事業ニ對スル收支豫算書

四、數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ之ヲ證スル書面

第四條 補助金ヲ交付スベキモノト認メタルトキハ條件ヲ定メ指令書ヲ交付ス

第五條 設計書ヲ變更セントスルトキハ理由ヲ具シ第二號様式ニ依リ知事ノ認可ヲ受クベシ

第六條 工事ヲ開始又ハ完了シタルトキハ遲滞ナク第三號様式ニ依リ届出ヅベシ

一、本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違反シ其他不正ノ行爲アリト認メタルトキ

二、工事ノ出來形不完全若ハ工事ノ停止廢止等竣功ノ見込ナシト認メタルトキ

三、詐欺ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十三條 本規定ニ依リ提出スル書類ハ總テ其ノ工事施行地ニ屬スル市町村役場及地方事務所ヲ經由スベシ

第十四條 本規程ニ依ル事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年トス

附 則

本規程ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年二月鳥取縣告示第五十六號災害復舊耕地事業助成規程、昭和十四年一月鳥取縣告示第一號昭和十三年水害復舊耕地事業補助規程、昭和十七年一月鳥取縣告示第二十九號昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程及昭和十八年一月鳥取縣告示第三十二號昭和十七年水害復舊耕地事業補助規程ハ之ヲ廢止ス

從前ノ規程ニ基キ補助指令ヲ受ケ現ニ事業施行中ノモノハ

本規程ニ依リ指令ヲ受ケタルモノト見做ス

第一號様式

昭和 年 害復舊耕地事業補助願  
別紙設計書記載ノ事業ヲ施行致度候ニ付御補助相成度災  
害復舊耕地事業補助規程ニ依リ此段相願候也

昭和 年 月 日  
住 所

氏 名 印

知 事 宛

第二號様式

昭和 年 害復舊耕地事業設計書變更認可申請  
昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指  
令ニ基ク設計書別紙ノ通變更致度候條御認可相成度關係  
書類添付此段及申請候也

年 月 日  
住 所

氏 名 印

知 事 宛

第三號様式

昭和 年 害復舊耕地事業工事開始(完了)届  
昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指  
令ニ基ク工事ハ昭和 年 月 日開始(完了)致  
候條此段及御届候也

昭和 年 月 日  
住 所

氏 名 印

知 事 宛

第四號様式

昭和 年 害復舊耕地事業補助金請求書(第 回)  
一金 圓也  
昭和 年度事業ノ爲支出シタル金額 公共施設  
ニ對スル何分ノ何 程

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指  
令ニ基ク補助金御交付相成度事業成績書及收支決(精)  
算書添付此段請求候也

昭和 年 月 日  
住 所

氏 名 印

知 事 宛

事業成績書

昭和 年度(自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日)事業成績書

工種	復舊豫定	前年度迄	本年度	終了豫定期	備考
	量	終了	了		

耕地	町步	町步	町步	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
----	----	----	----	----------	----------

道路	間	間	間	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
----	---	---	---	----------	----------

水路	間	間	間	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
----	---	---	---	----------	----------

溜池	ヶ所	ヶ所	ヶ所	昭和 年 月 日
井堰	"	"	"	昭和 年 月 日
何々	"	"	"	昭和 年 月 日

備考  
一、耕地ニ在リテハ開田、開畑ニ區別スルコト  
二、工事施行後ノ土地利用状況ヲ末尾ニ詳細記入ノコト  
三、豫定ノ數量ヲ終了セザリシモノニ付テハ其ノ事由ヲ  
備考欄ニ記入ノコト

收支決(精)算書

昭和 年度(自昭和 年 月 日至昭和 年 月 日)收支決(精)算書

科 目	當初ヨリ前年	本年度収入額	附 記
	度迄収入額		

### 彙報

#### ◇行旅死亡人

標記ノ件ニ關シ長崎縣佐世保市ニ於テ左記行旅死亡人取扱ノ趣ニ付キ心當リノ向ハ直接同市長宛御照會相成度

一、本籍、住所、氏名、職業 不詳

二、性別、年齢 男子ト推定、年齢不詳

三、發見ノ場所及相貌

昭和十八年十一月四日午後十時三十分頃發生シタル佐

世保市白木町六十三番地山北所有ノ小屋火災現場ニ黒

焦トナリ居タルヲ發見シタルモノニテ梅鏡等モ全然不

明ナリ

四、着衣及所持品 燒失シ全ク不明

五、埋葬年月日 昭和十八年十一月五日

六、取扱者 佐世保市長

備考	支	出	明ノコト	補助金、獎勵金、寄附金、雜收入等ハ附記欄ニ詳細説明ノコト	科	復舊設計	前年度迄ニ	本年度支	計	殘額	附記
					豫算總額	事業費額	事業費額				
備考	支	出	明ノコト	補助金、獎勵金、寄附金、雜收入等ハ附記欄ニ詳細説明ノコト	科	復舊設計	前年度迄ニ	本年度支	計	殘額	附記
					豫算總額	事業費額	事業費額				
<p>支出ノ附記欄ニハ本年度支出事業費ノ内譯ヲ記載ノコト</p>											

昭和十九年一月十四日印刷

昭和十九年一月十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市堀川町  
印刷所 鳥取縣鳥取市堀川町